

## レファレンス事務処理要領

(昭和六十一年十二月二十六日館長決定第十五号)

改正	平成	十四年	三月三十一日館長決定第二号
	同	十四年	五月 七日同 第十五号
	同	十四年	十月 三日同 第十九号
	同	十六年	九月二十八日同 第六号
	同	十七年	三月二十九日同 第四号
	同	二十一年	三月二十六日同 第一号
	同	二十一年	七月二十三日同 第七号
	同	二十一年	十二月二十四日同 第八号
	同	二十三年	六月二十三日同 第十一号
	同	二十五年	六月二十一日同 第五号
	同	二十五年	九月二十七日同 第六号
	同	二十六年	三月 十三日同 第三号
	同	二十七年	三月 十三日同 第一号
	同	二十七年	九月 十一日同 第六号
令和	四年	三月二十九日同	第二号

一般レファレンス事務処理要領を次のように定め、昭和六十二年一月一日から施行する。

### (趣旨)

1 国立国会図書館資料利用規則(令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「規則」という。)第八章に基づくレファレンスの事務の処理は、この要領の定めるところによる。

### (レファレンスの範囲)

2 規則第六十九条に規定するレファレンスの範囲は、次のとおり

とする。

一 国立国会図書館(国会分館並びに行政及び司法の各部門に置かれる支部図書館を除く。)の利用案内

二 図書館資料及び電子情報(規則第二条第二号に規定する電子情報をいう。以下この項において同じ。)の所蔵調査及び所蔵機関等の紹介

三 図書館資料及び電子情報の書誌的事項の調査

四 資料(規則第二条第三号に規定する資料をいう。次号において同じ。)を利用して行う簡易な事実調査

五 資料の検索方法に係る援助

六 特定主題に関する図書館資料及び電子情報の紹介

七 適切な回答を得られる機関等の紹介

### (回答を行わない事項等)

3 規則第七十条第一項に規定する回答を行わない事項は、次のとおりとする。

一 古書、古文書、美術品等の鑑定及び市場価格の調査

二 良書の推薦

三 学習課題、卒業論文又は懸賞問題に関する調査

四 人生案内、身上相談又は医療相談若しくは法律相談

五 文献の解説、翻訳、注釈又は抜粋の作成

六 個人のプライバシーに係る調査

4 規則第七十条第二項に規定する回答を断ることができる依頼は、

次のとおりとする。

- 一 著しく経費又は時間を要する調査
- 二 調査及び研究の代行と認められる調査
- 三 合理的な検索手段のないものに係る調査
- 四 前三号に掲げるもののほか、他のレファレンス業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる調査

#### (依頼の受付)

- 5 口頭以外の方法によるレファレンスの依頼の受付は、関西館文献提供課が行うものとする。ただし、その他の課において受け付けることが適当と認められる依頼の受付は、当該課が行うものとする。

- 6 来館利用者からの口頭によるレファレンスの依頼の受付は、国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号。次項において「組織規則」という。）の規定に基づきレファレンスに関する事務を行う課がそれぞれ行うものとする。ただし、その他の課において受け付けることが適当と認められる依頼の受付は、当該課が行うものとする。

#### (処理担当)

- 7 レファレンスの処理は、組織規則の規定に基づきレファレンスに関する事務を行う課がそれぞれ担当するものとする。ただし、その他の課において処理することが適当と認められる事項については、当該課が担当するものとする。

#### (回答の方法)

- 8 レファレンスの回答は、口頭、電話若しくは文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）により、又はインターネットを利用して行うものとする。ただし、インターネットを利用して行う回答は、インターネットを利用して申し込まれた依頼に対して回答を行う場合に限るものとする。

#### (回答文書の発信)

- 9 回答文書の発信は、第五項又は第六項の規定によりレファレンスの依頼を受け付けた課が行い、その発信名義は、国立国会図書館文書取扱内規（昭和五十九年国立国会図書館内規第十三号）に規定する部局とする。

#### (回答文書等の整理及び保存)

- 10 レファレンスの回答文書及びインターネットを利用して行った回答の整理及び保存は、別に定めるところによる。

#### (細部事項)

- 11 この要領を運用するために必要な細部事項については、関係部局の長が協議して定める。

#### (適用除外)

- 12 この要領は、調査及び立法考査局（議会官庁資料課を除く。）で行うレファレンスについては適用しない。

(廃止)

13 一般レファレンス事務処理基準（昭和三十九年館長決定第十

六号）は、廃止する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年五月七日館長決定第十五号）

本件は、平成十四年五月七日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日館長決定第十九号）

本件は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日館長決定第六号）

本件は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日館長決定第四号）

本件は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十六日館長決定第一号）

本件は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月二十三日館長決定第七号）

本件は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十四日館長決定第八号）

本件は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号）

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十一日館長決定第五号）

本件は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年九月二十七日館長決定第六号）

本件は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十三日館長決定第三号）

本件は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月十三日館長決定第一号）

本件は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月十一日館長決定第六号）

本件は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年五月十九日から施行する。